

群監第 3 0 1 2 3 - 2 号

令和 7 年 9 月 1 0 日

群馬県知事 山 本 一 太 様

群馬県監査委員	石 原 栄 一
同	平 田 稔
同	井 田 泉
同	森 昌 彦

令和 6 年度決算に基づく資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定に基づき審査に付された令和 6 年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果は、別紙のとおりです。

令和6年度決算に基づく資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

令和6年度の各公営企業会計の決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

2 審査の手続

知事から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について

- (1) 法令等に照らし資金不足比率の算定に誤りはないか
- (2) 算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか

等に主眼を置き、関係帳票及び証拠書類等と照合するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

3 審査結果及び意見

審査に付された次の会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ適正であると認められた。

なお、いずれの会計においても資金不足は生じていなかった。

引き続き、健全な企業経営に努められたい。

(単位：%)

会 計 名	資金不足比率
流域下水道事業会計	—
電気事業会計	—
工業用水道事業会計	—
水道事業会計	—
団地造成事業会計	—
施設管理事業会計	—
病院事業会計	—
(参考：経営健全化基準)	(20%)

(注) 資金不足比率は、資金不足が生じていないため「—」と表示